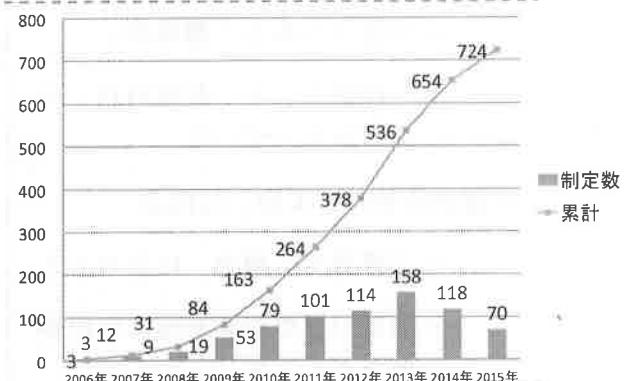


# 自画像としての議会基本条例

龍谷大学 土山希美枝

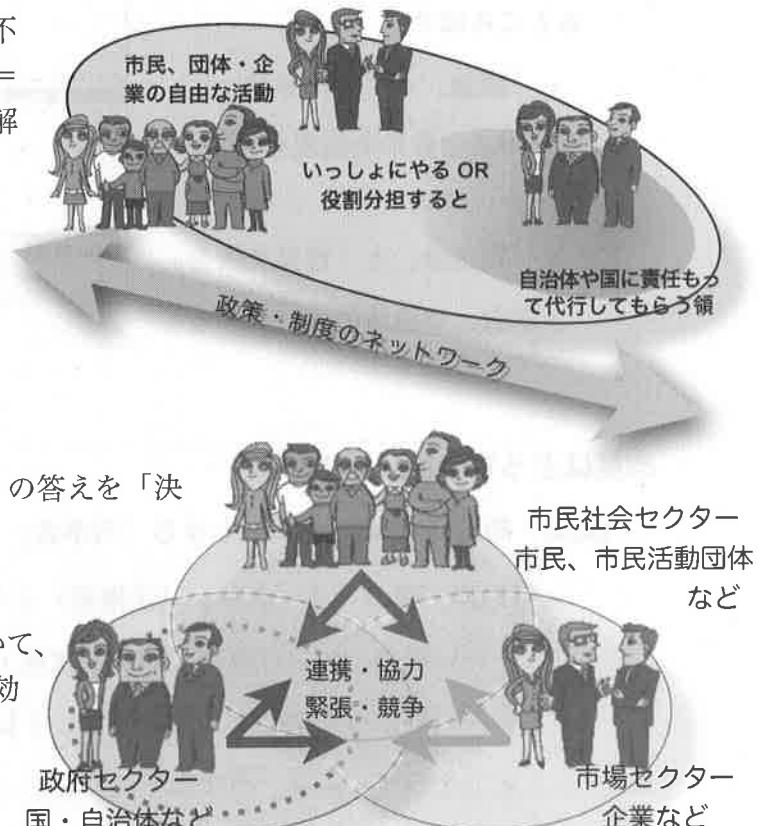
## 議会基本条例の急速な広がり

- 2006年から10年で724団体（2000年に最初に策定された自治基本症例は300弱）
- 「なぜ、それが必要なのか？」と言わなければならないのはなぜか
- 「見えない議会」は見えるようになるか

資料：長野基氏、市民と議員の条例づくり交流会  
議2016報告より

## 自治体には何が求められ、議会には何が求められるか

- なぜ、自治体は必要なの？
  - 市民から預かった資源で、市民が必要不可欠とする〈政策・制度〉を整備する（＝市民が対応を必要不可欠とする課題の解決にとりくむ）
    - ただし、「何が必要不可欠か」「どうしたらその課題が解決するか」という問いには正解がない
  - 課題は無限、資源は有限
    - 正解がないけれど、やらないわけにはいかないので、「自分たちなりの答えを「決める」」しかない
  - 市民からみて、
    - ①必要な〈政策・制度〉が整備されていて、
    - ②その〈政策・制度〉が地域の課題に効果を発揮していること
- なぜ、議会は必要なの？
  - 議会は何をしているか
    - 行政＝執行部は「する」のが仕事。では、議会は？
    - 行政が「すべきことをしているか」監査し、「どうしたらしいか」政策提案し、必要なことを「議論して決める」
  - 議会は「すべきことをしている」か？
    - 「議論して決める」を阻む「行政は間違わない」幻想
    - 議会は間違わないので？＝「間違う」ときと「結果として間違った」とき



## 議会は何をするつもりなの？

- 自画像としての議会基本条例
  - できつつある「標準形」
  - 「枠組み」と「改革項目」の両方が入っている
- 議会改革の「本筋」は何か
  - 「議論する議会」になること
  - 議会の意思形成過程に市民参加をえること。
  - その基本となる情報公開を進めること。
- 全国の議会が「苦手」としているところは？
  - 「議論」と「市民参加」
- 瀬戸市議会着本条例案を見てみると...
  - 「報告会」と「意見交換会」
  - 議会、自治体のオーナーとしての市民

## 2015年に制定された議会基本条例（70条例）のポイント

資料：長野基氏、市民と議員の条例づくり交流会議2016報告

			2015年制定(70議会)	
			規定あり	割合
改革基本項目	市民参加	参考人・公聴会	54	77.1%
		陳情・請願の位置づけ	34	48.6%
		請願者の説明機会	49	70.0%
		住民・NPO等との意見交換の場	56	80.0%
		議会報告会	46	65.7%
議員討議		議員間討議	69	98.6%
		一問一答	51	72.9%
		反問権	59	84.3%
情報公開		委員会の原則公開	51	72.9%
		全ての会議の原則公開	33	47.1%
		個別議員の賛否公開	30	42.9%
議会の機能	政策審議	具体的な政策情報の提示	52	74.3%
		文書質問	8	11.4%
		政策検討組織 (※除 全員協議会)	17	24.3%
議会権限		議決責任	19	27.1%
		議決事件の追加	42	60.0%
		説明責任	67	95.7%
議会の専門性	補佐機構	付属・調査機関	18	25.7%
		専門的知見の活用 (地方自治法100条の2)	18	25.7%
		議会事務局機能拡充	63	90.0%
評価・見直し	研修	議会による研修	60	85.7%
		議会改革推進組織	11	15.7%
		基本条例評価・見直し	70	100.0%

## 市民はどうすればいいの？

- <政策・制度>を暮らしの基盤とする「当事者」
  - 自治体・国のある「オーナー」（主権者）としての市民
    - いい議会、いい行政が、いい<政策・制度>を進めてくれないと、困る
    - 「いい」ってなに？ 市民どうしでも対立する利害
    - 「その時」には「声を出す」こと
    - 「政府は市民の鏡（←誤字ではありません）」でしかない
  - 政策・制度の「利用者（ユーザー）」、「社会のメンバー」